

令和２年第５回平取町議会定例会（開 会 午前９時３０分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより令和２年第５回平取町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は１１名で会議は成立します。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２２条の規定によって、９番鈴木議員と１１番松澤議員を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。このことについては６月１５日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。６番櫻井議員。

６番
櫻井議員

本日、召集されました令和２年第５回平取町議会定例会の議会運営等につきましては、６月１５日開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては２２日、２３日の２日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日６月２３日までの２日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から明日６月２３日までの２日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員より令和２年４月分の出納検査結果報告がありました。次に日高西部消防組合議会、平取町外２町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、合わせてその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第４、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について、教育長より説明お願いいたします。教育長。

教育長

それでは教育行政報告をいたします。新型コロナウイルス感染症対策にかかる小中学校及び社会教育施設等の対応につきましては、そこに記載のとおりとなっております。学校教育事業にかかる小中学校の現況についてご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い北海道内の公立小中学校は令和２年２月２７日から臨時休業に入り、そのまま再開することなく年度終了しております。その間、臨時登校日を設定しながら卒業式、終了式及び子どもたちの家庭学習や生活指導について対応してきたところでございます。その後、４月から学校再開となり本年度、町内小学校は４月７日始業式・入学式、中学校

につきましては4月7日始業式、4月8日に入学式を終え1学期が始まりましたが、国の緊急事態宣言を受け4月20日から5月31日まで再び臨時休業に入り、6月1日に学校再開となったところであります。令和2年度における児童生徒の状況につきましては5月14日現在、小学校5校合わせて237名、中学校2校で126名、合計で363名となっております。このうち特別支援学級への入級者は小学校8名、中学校5名となっております。児童生徒の総数では前年度より小学校で5名の減、中学校では増減なしとなっております。教職員体制としましては校長3名、教頭2名が新たに赴任となり、合わせて一般教職員につきましても異動がありましたが、児童生徒及び保護者、地域とも積極的に信頼関係を構築することに現在努めているところでございます。町単独採用となります教員については、中学校2名、時間講師が小学校1名、特別支援教育支援員につきましては小学校5校、中学校1校において、合わせて12名を配置しているところでございます。また例年行われております全国学力学習状況調査につきましては、今年度は中止となっております。そのため町独自で行っておりますC R T、標準学力調査につきましては今年度は小学校6年生と中学校3年生を含めて6月29日から7月3日の間に全ての小中学校で実施をし、小学校2年生から6年生、中学校1・2・3年生が受ける予定となっております。その結果が次第、各学校に戻し課題等の分析把握に役立てることとしております。次に学校、各学校行事につきましてはコロナウイルス感染症対策による臨時休業により、小中学校の修学旅行につきましては5月から2学期に延期、小学校の運動会、中学校での体育祭は中止としたところでございます。また夏季休業期間を例年より短縮し、平取小学校では8月4日まで、平取中学校については1・2年生は8月4日まで、3年生は8月7日まで、それ以外の紫雲古津、二風谷、貫気別、振内小学校と振内中学校につきましては7月31日までを1学期とし、授業実数の確保に充てております。次に公営塾びらとり義経塾につきましては今年度、現在中学生79名、高校生36名、合計115名の受講が始まっている状況であり、中学生の62.7%、高校生の52.9%が通塾しております。義経塾につきましても小中学校の臨時休業に合わせて休んでおりましたが、臨時の登校日には開校するとともに、電話等により家庭学習のサポートをしてきており、6月1日から通常通り開校しております。次に社会教育施設等につきましては資料に書いておりでございますけれども、今年度は町民プールは閉めるというかたちになっております。それ以外は全てオープンしているところでございます。児童館、児童クラブのない地区の小学生の放課後の居場所づくりとして実施している放課後子ども教室については今年度、紫雲古津30名、二風谷12名、貫気別32名の児童が参加をしております。また振内・貫気別・本町3地区で開設されております高齢者大学につきましても、今年度59名の方が登録しており7月から学習活動を始める予定でございます。社会体育では遊びを中心とした体力づくり、リトルラビットスポーツクラブを本町では小学校1年生から3年生までを対象に1

9名、貫気別地区で1年生から6年生を対象に21名が参加し、今月から活動を行っているところでございます。残念ながら振内地区につきましては参加者が少なく、今年度も実施を見送っている状況でございます。文化財課におきましては5月19日から8月29日まで、沙流川歴史館ほか公共施設で開催予定でした企画展「知ってみようやってみよう初めての考古学」につきましては、コロナウィルス対策で休館となっているため中止となりましたが、秋に歴史館特別展として実施をいたします。また札幌市のエルプラザで5月に開催予定でしたアイヌ文化博物館の移動展、B. ピウスツキ氏の「1903年夏の平取」でございますけれども、コロナウィルスの関係で延期となっておりますが、7月18日から7月26日に札幌市のエルプラザで開設することとなっております。また6月7日開催予定でありました二風谷旧マンロー邸前庭でのマンロー先生を偲ぶ会につきましても、今年度は中止となっております。なお現在、沙流川歴史館は国によります大規模改修工事が行われておりますが、開館をしながらの修繕・改修ということになっておりまして、工期は来年の5月までとなっているところでございます。以上、教育行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名いたします。2番高山議員を指名します。2番高山議員。

2番
高山議員

それでは事前に通告してありますけれども、先般、総務常任委員会、産業常任委員会、もしくは合同常任委員会の中において、町の民間賃貸共同住宅等建設費助成制度の改正についてということで、それぞれご説明がありましたけれども、再度この内容等についてご質問をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。今回の資料にも付いておりますけれども、まず改正検討案の中で、ちょっと何点か、それぞれご質問をさせていただきたいというふうに考えております。家賃の補助金をかさ上げして、家賃の上限制の導入と低廉化の推進ということになっていきますけれども、このいただいた資料の制度改正に向けた方向性の中で、一つこれ、どういうふうに理解すればいいかちょっとわからないんですけれども、本町地区周辺以外に建設しても空き家率の抑制への効果って書いてますけれども、まず1点、これはどのように理解すればよろしいのか、まずもってご説明をお願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

ただいまの質問にお答えしたいというふうに思います。常任委員会の際にお配りした資料の3の制度改正に向けた方向性の中で、補助金額を賃上げし家賃の上限の導入と低廉化を推進するという中で本町地区周辺以外に建設しても、空

き家率の抑制の効果ということで記載をしておりますけども、こちらにつきましては本町地区以外にこの制度を使った建設の実績がないということで、そちら以外の地域で建設する際にも家賃の低廉化が図られて、そちらの方の建設も促せると言った趣旨で記載をしたものということでございます。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

中身はこれ、空き家率の抑制の効果というのはどのように今、解釈すればいいのか、この1点だけでもう一度ご説明お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

こちらにつきましては空き家率というのか、建てた賃貸共同住宅において、空き部屋がない状況への効果が期待できるといった意味の記載でございます。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

前段であんまりこう時間かけたくはないんですけれども、住宅を建設してそこに入れば空き家率は改善されるという、そういう効果があるということを今言ってると思うんですけれども、建設されて住宅ができて、更に普通の家からそこに入るんであれば空き家率の抑制の効果じゃなくて、抑制は何も建設したところについてはかえって増えていくという、空き家率が増えていくということに繋がりがねない考え方になるんでないかなと思うんですけれども、住宅建設して空き家率の抑制は、そこに入るからということがちょっと理解できないのもう1回だけ。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

すみません、この資料の恐らく空き家率という表現が誤っておりまして、建てたマンション、賃貸住宅、例えば5戸分の部屋をとれる共同住宅を建設したときに空き部屋がない状況、すべて埋まるような状況、空き部屋がない高い賃貸率を維持できる状況ということをここで説明したかったということで、空き家率という書き方が誤解を与えているかと思いますので、その辺は申しわけなかったというふうに思います。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

わかりました。建設した住宅が埋まるんで、その住宅は埋まっていくであろうということで、通常の空き家率ということでは特に関係ないという捉え方だと

いうことで理解しています。その同じ方向性の中に本町地区周辺以外への建設意欲喚起につながるというのは、これはどういうことなのか。どう理解すればよろしいか伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

これは最初に申し上げたとおり、この制度を使つての賃貸住宅の建設というのが、本町・荷葉地区以外でなかなか進んでいないという状況がありましたので、そちら以外でも建設していただけるような家賃の低廉化を目指したいといった考え方でございます。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

私が考えるに、本町地区以外への建設意欲喚起に繋がるというのは、確かにこういう謳い文句ですけれども、例えばいろんな地区の中で、これ民間賃貸共同住宅建てるのは基本的にはそういう需要があつて供給がある。例えば民間の住宅を建てる建設業者についてはボランティアで建設するわけではないんで、利潤が見込めなければ建設していかないということで、建設意欲喚起っていうことは、確かに建ててください、補助をしますということにはなるんだけれども、それは町だからこういうかたちでいいのかなと思うんですけれども、ただ需要のないところにまで建てて建てるということの内容ではないということで理解して欲しいですね。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

そこについてはご指摘のとおりでして今の建設費ですとか、そういったものを勘案して我々も要綱の方、改正してきております。この範囲内で例えば我々が、このようなかたちであれば本町地区以外にも住宅が建っていくのではないかと考えたところで、建っていないということも想定はされると思います。当然、その辺は建て主の、補助事業者の経営というものが優先されるもので、この地区に建ててくれといった趣旨のものではないので、その辺は補助事業者の自由と申しますか、採算がとれるところで建てていくというのが、普通にそのように考えて皆さん、お建てになるのかなというふうに思います。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

そういった内容では理解をしました。需要があつて、町としても本町地区以外にその建設意欲喚起に繋がるようなかたちで、業者が手を挙げてくれればということで、そういった内容でないかなというふうに考えています。その下に住

宅不足の改善とありますけれども、大変申しわけないけども振内地区に限定してということになりますけれども、先般のまちだよりの中では振内地区は古い住宅もありましたけれども、4戸の公住の募集もあったというふうに聞いておりますけれども、本当に住宅不足ということで支所だとか、建設課ではどのように住宅不足を把握して、例えばそういった申し込みがあったけれども撥ねてますよだとか、そういう支所でも具体的な数字があれば、これぐらいの人が来て不足しているということがあれば、それぞれ支所だとか、窓口である建設課に伺いたいと思いますけれども、振内に限ってということで結構ですので、本当に住宅不足している、住宅不足しているという振内地区、今回ちょっと後から出てくる町有地の問題もあるものですから、振内に限定しての質問ということで大変申しわけないですけれども、そういった内容ではご答弁というか、把握している数字があれば、支所でも建設課でもよろしいのでお聞かせをいただければと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

具体的な数字は押さえてないんですけども、大まかなこと言いますと確かにまちだより等で、振内地区、町営住宅の申し込みを受け付けておりますけれども、如何せん古い部分、山手団地とかそっちの方が入ってのカウントでありまして、今、新たに若い人が申し込む実態っていうのは、結構設備的に新しいところの需要は確かにあるのは間違いないということと、あとそれに公営住宅なんで収入基準というのがありまして、例えば今募集してるどここの新しい住宅に申し込みたいんですけども、ご相談に来てちょっと収入を見てみるとオーバーなんでこれは該当しないんで、受け付けできませんというそういうような事情はございます。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

ということはそういったようなあれもあるんですけど具体的にどれぐらいの人数の方が、今回の募集は確か平成2年3年のものもあったというふうに聞いて、一つは古いんですけども、具体的なこれだけの相談がありましたとか、そういうのは支所でも建設課でもそれは把握をしていない、全体的には不足しているであろうということも想定はしているけれどもということなのか、具体的な数字というのはないですか。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今この場でちょっと数字的なものは調べてこないとわからないですし、実際その申し込みを受け付けたというのは調べれば分かるんですけども、相談件数ま

でというのはちょっと、いちいちメモをとっているわけではございませんので、はっきりした数字というのはちょっと答弁できないような状況でございます。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

できれば相談だけでなくて申し込みも、本当にこれぐらいな申し込みでこれだけ不足しているというようなものがあれば、本来であればお聞かせいただければ大変ありがたいかなというふうに思っておりますけれども、そういう若い人も含めて、よそから来る方々も含めて、全体的に古い住宅ではなくて新しい住宅を求めているというような内容であるのかなというふうには理解をしたところでございます。それで二つ目のご質問なんですけれども、今回、家賃の上限の設定と低廉化ということで、今回の内容では交付分が1と2に分けられて、それぞれ町内業者分だとか、それ以外の分だとか、例えば町有地に建てる分だとかということで100万ずつそれぞれ増額して、2LDKに限っては100万ずつ増えているような格好になっておりますけれども、その考え方について再度ご説明お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。今回の要綱の見直しについては、一つ目の質問と関係するところでもございますけれども、町の開催している外部評価委員会の中でこの制度を使って住宅が本町地区に建っているわけなんですけれども、実際に入っている実態を見ると役場の職員ですとかそういった人が多いという中で、本当に広く住民に住宅環境を供与できているのかということで、外部評価委員会での指摘があったというのが最初の考え直す発端となっておりまして、その上でやはり家賃をもう少し低廉化しないと、人口確保につながる住宅施策にはならないのではないかという指摘があったということで、家賃の低廉化について検討する中でもう少し、建設資材費等上がっている状況もあるので、補助金をもう少し引き上げることで家賃の低廉化を図りたいということで考えて改正をしたという主旨になります。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

そういった意味では確かに都市部と、新しい住宅とはいいいながらもあまり変わらないような価格設定の状況だというふうに思っています。ただ今言われている内容で、これは制度の要綱なんかにもありますけれども、先ほどの答弁にもありましたようにやはり建設課長が言いましたように若い方々が、例えば働いている世代の方々がこういった住宅を求めているというのが、そういった意味では多いのかなというふうに思っています。ですから建設業者の方も基本的に

は例えば高齢者を入れるだとか、年金生活の人がただとか、独居の人を入れるというような想定はしてないんじゃないかな。入る方については大半が、すべてとは言いませんけれども例えば住宅手当が2分の1で5万までだよとか、住宅手当がある方々の働いている世代の方が入ることが想定されているんじゃないかなと思うんで、一概に高いと思えないんですけども、その辺のことについてはどのようにお考えですか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。もともとその補助金の中で家賃の上限設定を求めている状況で、大体、今まで建てていただいている実績として、2LDKで5万5千円程度の家賃設定となっております。こちらについては外部評価委員会の中でも申し上げたんですけども、例えば札幌ですと新築の2LDKとなると7万円台ということになってまして、苫小牧地区あたりでも大体7万円から6万円台ということで、地域事情等、それとこの共同住宅の建設補助が入っているということで、元から5万5千円という家賃設定も町内業者の方が努力をさせていただいて、割と家賃的には押さえていただいているという状況かというふうには考えておりますが、ただ実態と照らすと議員がご指摘の通り、入ってる人が限られているようなふうにも見られるということでもう少し家賃の低廉化が必要ではないかという指摘のもとに、今回の改正を考えたということになります。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

そういった意味では、想定される内容等については本当に現職で働いている方々がそういう入居を求めているというようなことがあるのかなというふうに思うんですけども、ちょっとお聞きしたいんですが公営住宅で1番高い家賃を払っているのはどれぐらいかということと、大体でいいんですけども振内の一番新しい住宅が営林署の土地続きのところにありますけれども、あの辺については大体どれぐらいの家賃なのかっていうのがわかれば、ちょっと教えていただければと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道課長

上限は所得によって変わりますんで、極端な話、果てしないというか、10何万とか計算上はなる人も、振内地区はちょっとわかんないですけども、なる人は本町地区にもあるんで、あくまでもちょっとこれ最低でも1番低い所得で2万5千円以上にはなるんですよね、1番最低の。上は限度が無いといたら変ですけど10何万になる場合もございます。

議長	2 番高山議員。
2 番 高山議員	私も調べたところ 1 番高い人は 1 0 万超えるというような、それは所得によっていろいろこうありますから、それは仕方ないというふうに思いますけれども、調べたところ振内の新しい今の住宅でも、3 万、4 万が主流だということで支払ってるかなというふうに思うんですよね。そういったかたちの中でこういったその民間住宅が高くて入れないという方々は、やっぱり公営住宅でフォローして拾っていくというようなかたちになるのではないかなというふうに思うんですよね。この民間住宅に皆さんが入れてということの想定はないわけでございますけれども、こういったその公営住宅が振内でも、新しく新設するだとか、建替えをするだとかっていう考え方は今のところは計画としてないのかどうかっていうのを 1 点、教えてください。
議長	建設水道課長。
建設水道 課長	家賃が高くなる人の救済方法としては、公営住宅ではなくて、特別公共賃貸住宅という特公賃という中所得者の方の住宅になるかと思うんですけども、振内にも何戸かはございます。今現在は振内地区建替えしてませんので、当面は特公賃を建てるという計画も今現在はございません。
議長	2 番高山議員。
2 番 高山議員	そういった意味では平成 2 5 年からこれまで資料の中で見ると、荷葉、本町に 5 軒の民間賃貸住宅が建設されていると思います。この今回の制度改正の中で、いきなり 1 0 0 万上がって 3 0 0 万とでてきてますけれども、これは 2 5 年から 5 軒建てている家賃を抑えるという様なことはあるのかもしれませんが、何かそういうその過去の建設と比較してもやはりちょっとこう不公平と思われるんですけども、その辺の考え方はこの制度改正にあたっては何ら出てくることはなかったわけでございましょうかね。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	お答えします。改正に当たって低廉化を図るために補助金額を上げて、さらに家賃設定が下がるということですので、当然既にこの制度を使って賃貸住宅を建てた方とは差が生じてしまうっていうのは、外部評価委員会の指摘に合わせて途中から直すと言った時点で、そのようなかたちにどうしてもなってしまうということで、我々が考えたのがこの区分を二つ設けて、今までなみのものを一つ区分として残す、もう一つ家賃上限を下げた補助金を上げるという区分をもう一つ設けるということで考えました。従来も先ほど申し上げたとおり、我々

としては今まで建てて下さった補助事業者さんも家賃の上限を設けてなかったにせよ、家賃については補助金が入っている分、配慮かなりしていただいていたというふうに考えますので、この二つを設けることであとは自由に選択をしていただくといったかたちで要綱改正したということになっております。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

これはそういった意味では制度改正に向けて行革の委員会等にも出されて、それぞれご意見をいただいているかなと思いますけれども、行革の委員会の中で皆さんがやはり、こういうかたちでという、これから出てくる町有地の関係もございまして、全体的なご意見としては承認やむなしという、承認というか理解をしていくということの流れで進んだのかどうか、お聞かせいただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答えします。行革ではなく、こちらについては町内のプロジェクト会議のほうで協議をさせていただいております、こちらの方で素案を作ってプロジェクトの委員の皆さんには図ってきているところです。こちらについても意見についてはいろいろいただきまして、例えば最初の区分を二つに分けたというのも今までとのやはり、差が生じてしまうですとかそういったことがありましたので、そのようなことでこの二つの区分にしたとか、そういったことは協議のなかで出てきた部分でございまして。

議長

2 番高山議員。マイク入れてください。

2 番
高山議員

既に物事が、6 月末までに募集がというようなことが先般の週報に出ておりましたので、この辺も少し慎重に過去やった部分と、現在の今回改正した内容の 100 万違うことに含めても、前回の内容でこれでやれるところは手を挙げて下さいというやり方であれば、あとは民間でやる方がそれぞれその地域でハンディがあるだとか、人が、会社が少ないだとか勤め人が少ないだとかということで、それぞれに判断をしてその手を挙げてくるんでないかなと思うんですけども、300 万に上げたから手を挙げてくるということでは、それも一因としてはあるのかなと思うんですけども、ちょっとその辺、あまりにもその建設業者というか、建設する方の利便を図り過ぎる。前のままでこの条件で建てて、需要が見込めて供給するように建てるということの募集で今までで良かったんでないかなというふうには考えているんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答えいたします。やっぱりここで改正を行ったというのが、外部評価委員会での有識者と住民の方も入れての委員会の中でもう少し家賃を下げるようなことができないかということが、委員会の中でそういった方向になって、課題として我々としては出されたというかたちなので、委員会の中でもこの補助制度が活用されていないわけではないという話はさせていただいているんですけども、一応その委員会の結論がそういったかたちになってますので、何かしらの改正を行うようにというような、最後はそのようなかたちで委員会が結論づけられました。こちらについては特に外部評価委員会を設置して事務局を勤めているまちづくり課としては特に積極的に行うようにということで申し添えられたところもありまして、今回このようなかたちで一応改正をしたというかたちになっています。ただご指摘のとおり、今までの区分がうまく回ってなかったわけではありませんで、ひょっとしたら蓋を開けると、もう一つ新しく設けた区分の方が全く使用されないという可能性もあること、それと最近、建設資材の方がかなり高騰していて家賃設定についても本当にこの価格でできるのかとか、そういった心配もあるというのが正直なところでございます。その辺をちょっと考えて少し制度の見直しをしやすいように、今回この交付について規則から要綱にして大体3年程度の期間でコンスタントに見直しをかけていくという方向性しております。その中でまた全く活用がなければ、区分についてもどうするかということは検討して直していきたいというふうには考えております。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

今の担当課長から要綱にしてというようなことも含めてちょっと検討しているということでありましたけれども、これちょっと総務課長にお聞きしたいんですけども、条例規則については告示ですよ。要綱については、内部の事務処理に向けての要綱ということになるから、これは書いてあるように訓令ということになってますよね。ただそういう意味ではこれだけ大きな改正をするときには、特に要綱の場合でも訓令にこだわらないで告示をするという、広く周知するためには告示をするというような取り扱いもできるのではないかなというふうに私は見ているんですけども、内部で週報に出したからというようなことだけでなく、きちんと訓令の内容でも周知をすることが必要だということであれば告示をするということの内容にはならないのか、その辺ちょっと横それますけれども1点。

議長

総務課長。

総務課長	お答えしたいと思います。そこのところがちょっと不勉強で確実なところはいえませんが、訓令については特に告示はできないかと思いますが、これまた各調べてお伝えしたいと思います。
議長	2 番高山議員。
2 番 高山議員	（マイクなし）失礼しました。更にもう 1 点でございますけれども、今回そういった意味では、200 万、300 万にしたというような 2LDK の補助ということになりますけれども、そういうかたちをしたということになりますけれども、これ中みていきますと町内業者と町外の施工業者ということで、実は前には 2LDK に限っては補助額が町内と町外では 100 万の差がありました。確かに課題のところに書いてあるように、建設意欲があっても町内業者による建設が間に合わないというようなことも抱えていますけれども、要綱見ますとこの目的の中に、目的は良質な賃貸住宅の建設促進と町民の住環境の向上、定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることが要綱の中の目的に書かれているわけなんですね。今回の改正の内容を見ると例えば、2LDK も 1LDK も含めてですけれども、2LDK ではその町内業者と施工業者の差額が 25 万、1LDK では 15 万、3LDK では 35 万と、そうやって前に過去 5 年間、5 年間というか 5 軒やった部分の時には、町外業者については 100 万の差があった、2LDK で。ところが今回、2LDK で 25 万です。確かにこの中で謳っているように、よりその町外業者が施工に入りやすくなったという改正であるんですけれども、これは補助要綱の目的に謳っている地域経済の活性化ということであれば、やはり前と同じように民間と、例えば町内と町外は今まで 100 万のものが更に 25 万、もうちょっとこう差をつけて地域経済を守っていくというようなかたちにできなかったのかどうか。これであれば町内であろうが町外であろうが、やったって 15 万、25 万、35 万しか変わらないよということであれば、そういったことの改正になったんですけれども、この辺その詰めた理由というのは何か説明を求めたいと思います。
議長	まちづくり課長。
まちづくり 課長	お答えします。こちらについてはもともとの要綱が、町外業者が施行した場合は補助金を 5 割減じる設定となっていましたので、実質的に町外業者の参加がなかなか難しい要綱の内容となっていたかというふうに思います。今までの実績として見たときに、本助成制度で施工を請け負う町内の業者についてはかなり硬直化している状況ということで、例えば補助事業者自身がこういった共同住宅を建てることのできる土木建設業者じゃない場合は、実質 1 社が施工しているような状況がありまして、この辺については逆に、今年、例えば募集中ではあるんですけれども、例えば補助事業者が 3 社以上いて考えたいといった場合にな

なかなか建設が難しいという状況も出てくると、あと資金面でやはり町内業者ぐ
らいの補助がないと難しいということであれば、結局、同じく要綱の目的にあ
る住宅の建設の促進の部分が削がれてしまうということもあるので、今回この
辺をちょっと見直しをさせていただいたというところでございます。やはり当
然、地域経済の活性化というのも重要な要素でございまして、町内業者が施工
することで町内で経済が循環するということは非常に重要なことだと考えてい
るんですが、なかなかそれがこの制度ではうまくいっていないということもあ
るのと、空き家対策の方の補助金ですとか、リフォームの補助金については、
逆に町内業者だけに絞っておりまして町内の小規模の建設業者ですとか、塗装
業者の方でも広く施工業者になっているという部分があって、経済循環が行わ
れているかなというふうに見ております。その辺を含めまして目的に地域経済
の活性化というのは当然謳ってるんですが、同時に住宅建設促進と人口定着と
いう事もこの制度の中で促進していかなければならないことから、このよう
なかたちで改正する方がメリットがあるんじゃないかというふうに考えまして、
このような設定としております。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

そういった意味では住宅建設を急ぐあまり、町内業者の問題もあるんでしょ
うけれども、やっぱり住宅リフォームもそうでしたけれども、前の補助金のこの
要綱見ても 1 0 0 万、ここに書いてありますように 2 L D K やったら 2 0 0 万
と 1 0 0 万で 1 0 0 万の差があったと、今回 2 5 万だけの差になっている、も
うちょっとその、これには池田町の例をとって町内業者の 9 0 % を基本的には
町外施工業者にしますよというけれども、基本的にはまだまだ他所の町村のや
つの例を見ると、やっぱり 5 0 % というところもあるし、もうちょっと上に上
がってるというような差の付け方はあるんですけれども、やっぱりどこの町村
もやっぱり自前の町内業者のためにこういう地域経済の活性化という謳い文句
があるわけでございますんで、もうちょっとこの辺、募集してるからまだ来て
るかどうかわかりませんが、この辺もうちょっとこう 5 0 万半額で 5
0 % でなくても例えば 7 5 だとか、そういった意味ではもう少しこう差をつけ
ることの方がやはり、元のままのかたちでつける方がいいのではないかなと思
うんですけど、再度もう一度その辺の考え方をお聞きします。

議長

まちづくり課長。

まちづ
くり課長

お答えします。ちょっとこれも先ほど申し上げたとおりこの要綱については建
設資材の高騰ですとか、現状に合ったかたちで補助事業者が経営をしていける
ようなものにそういった制度として補助事業者にある程度寄り添ったという
か、経営のことも考えた見直しというのはしていく必要がある、そういう性質

の補助金かと思っておりますので、先ほど申し上げたとおり3年程度でまた内容を見直していくということをしていきたいというふうに考えている制度でございますので、そういった中でまた全く利用がないですとかということがあれば、見直しの方検討していきたいと思います。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

そういった意味では、内容についてはいろんな事があるのかなというふうに思いますが、やはり最初に要綱に載せたように、地域経済もやっぱり両輪なんでその辺ももう少しこう丁寧に検討していただければいいかなというふうには考えて、これ3年の時限ですので、またそういったかたちで整理ができればというふうに思うんですけれども、ただあんまり、いやいや過去5年はこれでした、次の3年はこれでした、また次の…というのはあまり適当ではないかなと思いますけれども、少しそういったところも考えていただければなというふうに思っているところです。最後にこの改正検討案については、本町、荷菜以外の町有地に建設の場合は借地料は無償とすると、免除とするとということになっている関係についてご質問したいと思います。今度貰った新しいその要綱については、町有地ということだけなんですけれども、これは内部の職員が事務を行うための要綱ですから、これは外へ出ることはなくてもいいんですけれども、これには町有地と書かれているけれども、私たちに説明した町有地でも荷菜と本町はもうすべて既にやっているからということなのかどうかわかりませんが、荷菜と本町以外の町有地は無償とするという考え方を再度お聞きできればと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答えします。この無償化の考え方については、無償化したときにどうなるかということなんですけれども、こちら今、町の土地の貸し付けを行う場合の計算が路線価格に3%を掛けたものというような設定になっているというのがあります。それで本町市街地ですとこの路線価格が7千円程度となっているもんですから、例えばこちらで500平米、今までの実績から考えて500平米程度、例えば本町地区で町の土地の貸付があったとしたら、ここ無償にすると10万円の減額というかたちになるということになります。ただその本町地区以外であればもうちょっと路線価格が低いので、こちらについては例えば振内地区でいうと2万円台なのかなということがありまして、無償化してもあまり大きく金額がそんなに大きな免除にはならないということがあります。それに対して町の土地を貸すことでメリットがあるというふうに考えて、家賃設定の方は2千円減というかたちにしているものですから、例えばこれ4戸の住宅としても年間9万6千円ぐらい家賃収入が減るというかたちになるので、それに

対して少し逆に土地を無償化することで9万6千円家賃減じられたんですけど、2万円程度は土地の無償化で免除されるということで大体7万円ぐらいの減収となって、実質利回りかけるとだいたい我々が想定してるぐらいところに落ちつくのかなという計算のもとに、そのような設定をしてきたところです。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

町有地の無償貸し付けについてということで、これそもそもあれですよ、これは公有財産、町の財産ですから、今、土地だけの話にしますが、公有財産については行政財産と普通財産に分けられるということでよろしいですよ。その中でこの土地については、財産分類では何に入るのか一つ、教えていただきたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

ちょっとお時間いただければ調べてきます。多分…多分はやめてちょっと調べてきます。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

これあれですよ。公有財産には行政財産と普通財産とありますよね。行政財産についてはこういう定義だということは書かれていますし、それ以外の公有財産について土地だけですけれども、それは普通財産になるかなというふうには思うんですけども、普通財産の中でもそうなんですけれども、結果的には行政財産は使用料取りますよ、そして普通財産については貸付料ですよということが、大体の原則なんですよ。そういったかたちの中でいくと、これそもそも無償にするということの内容について、ちょっと調べてみたんですけども、これはあれですか、ここに財産の交換、譲与、そして無償貸付等に関する条例、これ財務規則なんですけれども、財務規則の条例の中に昭和58年3月15日条例第15号ということで、その財産でも普通財産の処分についてはこういうふうにといろんなことが書かれています。普通財産の交換するとき、減額、譲与、ただでやる時、もしくは減額譲渡する時、そして普通財産の無償貸付及び減額貸付についてだとか物品の交換というのがこの条例の中にあるんですけども、この条例の中の第4条のところに、普通財産を無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができるのは2つしか書いてないんですよ。この中には、これ地方自治法でもそうになってないところもありますけれども、うちの財務規則条例ではこのように書かれていて2点しかない。これがこの要綱で、行政財産だったらそんなのは貸し付けることは契約しても無効になるんですけども、普通財産だという前提であればこの第4条の条例についてはどのよう

に理解すればいいのか、第4条にはこういうふうに書かれています。普通財産はこれが無償または時価より低い価額で貸し付けることができるものは、一つには他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において公用もしくは公共用の運用または公益事業の用に供するとき、これ関係ないですよ。もう1点は地震、火災、水害等の災害によりという普通財産貸付けた時だけということで、これ以外は財務規則の条例では無償で町有地を、あとで答弁していただきたいんですけども、公有財産の普通財産なのか、行政財産なのか、どういう分類をしてこういうふうになるのかわからないけれども、多分、普通財産だなというふうに思うんですけども、この2つしか無償にすることはないですよ。それ以外は無償ではだめだよって読み解いているんですけども、この内容についてのこう今回の制度の改正の補助金要綱とこの財務規則の条例とこの辺どう整理すればいいのかっていうのがわからないのでこの辺の解釈も含めて、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。まず財産区分については普通財産だというふうに考えております。今回、要綱の中で町有地を使った場合、家賃を下げるといったものの盛り込んだので、その無償化についてもこちらの要綱の中で整理できるかということで考えて検討したんですけども、ご指摘の条例がございますので、なかなかここで要綱において土地建物の無償化についてまで謳えないというふうに考えまして、ちょっと難しいのかなと。あと今の4条の読み込みのところでも、最初、公共の用に供するものだから可能かというふうにちょっと考えていたんですけども、そういった段階でちょっと常任委員会の方にはお話をしたんですが、ただ公共的団体においてという記載がありますので、この辺がある場合、民間の補助事業者がここになり得るかという問題がやはり残ると思います。今回、想定している部分で普通に補助事業者がということであればなかなか考えがたいというがあるので、こちらについては引き続き、ちょっとこの条例に規定されるところでは現状、無償化が難しいというふうに考えております。ただ将来としてはこの制度については、常任委員会のときもちょっと申し上げたんですけど、PFIですとか、PPPという制度を目指していくべきものだというふうに考えております。そういった制度を使って、この制度を運用していくとなった場合、町の方で賃貸住宅を建てるのを民間の力を借りてとなった場合には、この条例が適用されるんじゃないかというふうに考えておりますので、ちょっとその辺に向けて貸し付けた土地の無償化については、引き続き検討ということで考えていきたいというふうに思います。

議長

2番高山議員。

2 番
高山議員

それであれば今の段階で、これは P F I 事業ではなくて、P F I 事業もいろいろな事業がありますけれども、B O O 方式だとか、そういうような方法がいろいろこうたくさんの方があるんですけれども、とりあえずこの要綱で整理をされている普通財産、普通財産かどうかということは今、担当課長からお話ありましたので、普通財産のそういった意味では無償貸付はままならないという捉え方になるんで要綱から、今回申し込みがあるかどうかちょっとわかりませんが、6 月いっぱいとか確か週報に出てたみたいだったですけれども、この町有地に無償で貸し付ける内容等については、要綱ですから内部の規程、内部だけの職員の内部規程だけだから削ればいいだけですけれど、これを削るということの理解で今のところよろしいですか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

現状、町有地を使いたいという申し込みがあって、それが例えば本町荷菜地区以外であっても現状でいうと、条例の方に照らしてそれがかなわないかなというふうに思ってますので、今ご指摘のとおりかと思います。

議長

2 番高山議員。

2 番
高山議員

そういった意味では、要綱なんで、さっき言ったように訓令で内部で議会に説明をしながら外へ出すものではないからというようなことで、告示もしなくてもいい、訓令で処理してるということになるんで、やっぱりこういう内容等については後でまた総務課長、僕もちょっと勉強不足なんですけれども、訓令であっても告示しなければならないものについては告示でいいよということの捉え方があると思うんですよね。うちの文書管理規程見ると、そういったことは書いてはいないですけれども、俗にいう地方自治法の中で大きく見ていくとそういったこともできるかなというふうに思います。ひとつその辺でお話をしたいのは、基本的にはこういった制度の改正だとか要綱だとか作る時に、どこから出たのか、発案がまちづくりなのかどうかわかりませんが、例えばこういううちの町には法律の法務分的なものの仕事をしてるのは総務課だろうというふうに思ってますけれども、やっぱりこれは総務課にもこのお金にかかわったり何だりするんで、やっぱり合議はしてるということになるんですけれども、何ていうんですかね、担当課と理事者の中で物事を決めるだけでなく、やっぱり一つ引いたかたちで、うちの条例だとか国の条例に違反していないかどうかということも踏まえた中で、やっぱりやるという、そういうシステムには一応なっているんですよね。一つ伺います。

議長

総務課長。

総務課長	今回のこの事業の関係につきましては、先ほどまちづくり課長から説明があったように町づくりプロジェクトの中で協議をしているということで、その中には総務課長も出席をしているということと、それぞれ要綱を制定する中では総務課通して、訓令の番号を入れたりチェックをするというかたちになっていきますので、そういう仕組みにはなっているということです。
議長	2 番高山議員。
2 番 高山議員	やはりそういった意味では、こういう町有地の普通財産は本来は処分してならないものではないんで、うち財務規則があるからきつとこれひっかかるんですけども、通常の中でいくと町の財源を補完する意味において普通財産を処分することは、経済的な面で処分することができるということの内容も実はあるんですよ。だからやっぱり、そういうところから直していくべきかなというふうに思いますので、今後は今、総務課長言われたように全ての課で、町の内部の条例だとか規則に合わないものについてはやっぱり一度、それぞれプロジェクト内でも何でもいいんですけども、検討していければなというふうには思っています。ただ私はそういった意味では、町有地についてもやっぱり慎重になって欲しい、例えば町の財源確保の意味でも先ほど言いましたように、そういった意味では行政財産は使用料だし、普通財産は貸付料を取る、これがやっぱり経済的な保管するものだということになるんで、今後もそういうふうにするとしても、やっぱり無償というのはそれは適當ではないかなというふうに思っています。先般の合同委員会の中で言われた時には、例えば谷井先生のところの施設、無償で貸し付けてるんじゃないかとかこう言いますけれども、それはちゃんとこの中に合致する内容のものだというふうに確認したいと思いますけれども、そういう内容なんで、やっぱり出したはね、町の条例規則と相反するものを出してきてるというのは適當ではないかなと思うんで、その辺についてやっぱり再度チェックするような、整合性をチェックするような事が必要ではないかなというふうに考えています。今、担当課長からもお話あったように、やっぱり町の大きな未利用地については、しかもこれからあんなに大きな土地、本町にも山岸さん等からいただいた土地もありますけれども、やっぱりプロジェクトで将来、うちのプロジェクト、2～3 年先しか読まないとか作らないプロジェクトですけれども、将来に渡ってやっぱりプロジェクトできちんとした利用計画なり、グランドデザインなり、それが5 年、10 年先でもいいから、やっぱりそういうような検討することが大事かなと。前のプロジェクトの時、今日午後から病院の敷地もまた見に行きますけれども、そういった意味ではもっと大きな視野の展望に立ってやっぱりプロジェクトに作るべきでないかなというふうに思います。これ万が一、町有地をそのまま貸したなんていうことになると借地借家法の中では契約は30 年しなきゃならないと。30 年経って返して貰う時にはそれを壊す保障も出てくる。だから半永久的にその土地に

については貸した部分については使えない。振内みたいな、あんな大きな土地を営林署から払い下げる時、大変苦勞して計画を作って払い下げた経緯がございます。だから先ほど建設課長に言ったら、将来まだ振内地区には公営住宅の計画はありませんというけれども、D団地だってやっぱり先ほど言ってるように新しいところ、新しい設備のあるところの公営住宅に、民間に入れない人は公営住宅をやっぱり求めている。だからきっと将来5年先10年先に振内のD団地もどこかに建て替えようというような計画になるやもしれないということを私は非常にその辺を目先ではなくて大きな視野に立った計画が必要でないかなというふうに思うんですけども、その辺について再度答弁お願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。まず合同常任委員会の中で検討案としてではあるんですけど無償化の検討という文言で資料を出してしまったところは、今、ご指摘の通り、条例の方に照らして相応しくなかったかなというふうに考えます。検討段階とはいえども、ちょっと軽々にそういった記載をしてしまったなというふうに反省をしておりますので、その辺は常任委員会、参加された方にお詫び申し上げたいというふうに思います。その上でもっと広い視野、長期的な視野で公共施設を含め、住宅環境についてもゾーニングをしてそれを大事にしていけというようなご指摘かと思しますので、その辺についてはゾーニングだけではなくて町内の例えば町有地のあり方の点検ですとか、そういったものも含めた中でプロジェクトの方で今後は取り扱っていければなというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

議長

2番高山議員。

2番
高山議員

そういった意味では更に検討していただくようなかたちなんですけれども、既に募集が始まっているんですけども週報を見ても町有地云々の関係は出てないですけども、ただ町のブログ見るとこの民間住宅のやつについては、きちんと町有地にあれするときは無償とするということが書かれてはいるので、今後、取り扱いでどうやってでてきているかちょっとわかりませんが、やっぱりそういった意味では、あまり過去にやった業者とハンディがあるというのは町が考える必要はないので、ハンディがあるんだったら建設しないだけでいいんですから、ハンディがあるということで建てやすくしても家賃低くしても、やっぱり人が入るかどうかがというのは最終的にはその事業を起こす人の考え方なんで、やっぱり過去5年に比してあまりにも差がある交付区分値にしたということもありますけれども、それだとか、やっぱり町の制度要綱作る時にいろんな角度から、法務的な考え方だとかどうだとかということも含めて今後

検討していただければなというふうに思いますので、再度、答弁いただいて質問終わりにしたいと思います。

議長

町長。

町長

それではの方私の方から答弁させていただきますが、平成25年から今日まで民間の力を借りながら地域の経済の活性化あるいは定住促進を図るためにこういった建設事業を進めながら、5年間で30戸を目標にしながら今日まで進めてございましたけれども、既に平成29年度で30戸の目標到達をしたところでございますけれども、しかしながら他町からの通勤者等の町内の居住、特に風呂だとかトイレ等の住環境改善が求められておりますことから、今日まで継続しながら推進しているところでございます。しかしながらこういったかたちの中で課題として、家賃が高いという声も聞こえておりますし、更には外部評価委員会からも家賃低廉に繋げるご意見もございました。当町といたしましても、入居しやすい家賃負担にするために、これまで思慮検討してきた経緯がございます。このような経緯を踏まえながら、ただいま担当課長の方から答弁のとおり、5月の総務産業の合同委員会におきまして、民間賃貸共同住宅等の建設費用助成事業の見直し案についてご説明をしたところでございます。そういう中では、ただいまご指摘あったとおりでございますが、このことについては定住促進に繋がる重要案件でございますので、特に町有地の無償貸付の件についてはいろんな角度から慎重に進めなければならないということも踏まえまして、今後継続しながら協議させていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

よろしいですか。高山議員の質問を終了いたします。休憩いたします。再開は10時55分といたしますのでよろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

議長

それでは再開いたします。次に井澤議員を指名いたします。井澤議員。

8番

井澤議員

8番井澤です。通告いたしました一般質問を行います。平取町新型コロナウイルス感染症対応助成に対して、軽種馬・畜産分野にもすべきだということで質問をいたします。平取町では新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した事業者に対する独自支援として、第一次産業、第二次産業を除く中小企業者への給付金30万円の支援を実施しましたが、農業分野でも、軽種馬・畜産分野について支援が必要じゃないかと考えておりますので伺いしたいと思っております。政府の方のいろんな政策が出て、その中でそういう事業

者に対して持続化給付金に関しては農業者も対象となって運用されますが、これは2020年1月から12月からの期間ということで、まだその途中で既に影響は大きく受けている分野もありますが、個人が100万円、法人で200万円となっていますので、これについては該当する農業者の方についても、該当すれば助成が得られるということで期待したいということでもあります。日高管内の各町独自の対策がそれぞれ新聞報道等でされていますけれども、農業、畜産、軽種馬への対応も、平取町も日高管内近隣町村を大いに参考にして地域産業を守るべきではないかということと、もう一つは特に平取町の農協組織であるJA平取は平取町と日高町の農業生産者がいますので、日高町と同等の対応がこれらの分野において行われることが望ましいのではないかなというようにことを前提として、軽種馬と黒毛和牛、びらとり和牛の生産部門についてお伺いをしたいと思います。まず第一に軽種馬部門ですが、軽種馬は農協の組織でいきますと20牧場がある状況ですけれども、この20牧場について影響を受けています。全体として2年前に軽種馬の馬鼻肺炎、馬肺炎ウイルス流産が発生した折に、私が議会の一般質問で浦河町が発生牧場に1頭当たり10万円の見舞金を支給したので、平取町でも実施してはと問うたことがありましたけれども、財源がないからと支給されなかったことがありました。今回はそのようなことにならないように各町での対応を是非、有効に検討、参考にさせていただきたいと思います。軽種馬につきましては2月に行われる予定だった、今年です、新馬として走るトレーニングセールがコロナの影響で中止になりました。町内の上場予定馬は2牧場5頭でしたけれども、それが中止になったということで、その時点でどれだけが例年売っていたかということはありませんけれども、そのセールが中止になって売れなくなったということがあります。その後もコロナの自粛で馬主や調教師が牧場に来て馬を見ることができず、馬が売れがたい状況となって今日をむかえていると思います。また各牧場で自分達のところの馬ではなくて馬主さんから預託馬としてお預かりして、その預託馬収入をいただいて経営が成り立っているという部分がありますけれども、一部その馬主の方についてコロナの影響を受けて預託業収入に不安の声が出ているということも伝わっております。また6月に開催予定されるセレクションセールがコロナの影響で7月に延期され、販売収入に6月に売れる見込みのものがいないというような状況も出ております。それで軽種馬に関しまして、2つの町において町の個別の助成等のことが行われておりますけれども、まず一つとして、日高町では3つのことが助成等に含まれてますが、1番として軽種馬購入者、馬主の方に1万円分の特産品を贈呈する。2番目、軽種馬牧場に10万円を給付する。3番として軽種馬市場登録料、1頭に対して4万円を支給するという大変、軽種馬と漁業が中心の町ですので、軽種馬に対して大変手厚い施策を町独自の政策の中でやるということになっております。二つ目として、浦河町では2月から7月で30%減収があった牧場に対して20万円を給付するということで、軽種馬生産者等を含めて200件を見込んでいたということがありました。

また2つ目としては北海道との連動の休業協力を協力して、軽種馬育成牧場で労働の方が多く働いておるとおもいますが、そういうところに20万円を支給するというようなことが報道の中にありましたけれども、平取町としてこのような報道に担当部門では接していると思いますが、平取町について、軽種馬について各町の対応から考えてどのようなことを今検討しているのか、お聞かせいただければと思います。

議長

産業課長。

産業課長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。井澤議員からの今ご質問の中でトレーニングセールの話が出ましたが、恐らくトレーニングセールは2月ではなく5月だと思います。先ほどのお話の中で軽種馬産業であります今年度、日高軽種馬農協が主催する馬セリ市であります、5月11・12日2日間トレーニングセールを予定しておりましたが、先ほど議員の方からもお話ありましたようにコロナの影響により開催を中止しております。当初、本町生産馬は2牧場から5頭上場する予定でありましたが中止に伴い、日高軽種馬農協では上場馬売却のために特設サイトの開設や上場馬の最新の追い切りをVTR撮影を納めDVDに編集をし、販売希望価格と測尺を添えて全国の購買関係者へ送付し販売促進活動を行っている聞いております。今後の馬のセリ市についてであります、6月ではなく7月に開催する予定でありましたセレクションセールについては、8月に開催するサマーセールとあわせて期間を延長し開催することとしております。9月・10月の馬セリ市につきましても予定どおり開催すること聞いております。国内のコロナの感染状況にもよりますが、軽種馬農協では通常開催を目指してございまして、来場制限が今後、規制されるようなことになればインターネットによる開催もあわせて準備をしているというふうに聞いております。インターネットによる馬セリ市であります既に他府県で導入されてございまして、情報誌等の中では大盛況とはいきませんが、まずまずの成果が上がっているというふうに報じられております。北海道の馬セリ市は7月に日本競走馬協会主催によるセレクトセール、8月以降、軽種馬農協主催によるセリ市が順次開催されていきます。町ではこのセリ市の状況を見ながら、こういった支援策を講じていく必要があるか検討していきたいというふうに考えています。管内の状況は先ほど井澤議員の方からもお話ありましたように、農業分野全般でいきますと浦河町とえりも町が、先ほど言った20万というかたちで休業補償というか、前年の事業収入より一定額減収の場合に20万程度を給付するという他に、新ひだかでは花卉生産者に対して次期作の生産活動を支援するために作付面積に一定額を交付することとしております。日高町につきましては先ほど言ったようなかたちで、軽種馬産業に対しても支援をしていくというふうになっております。国の方ではこのコロナウイルス感染拡大に伴いまして、大きな影響を受ける農業生産者に対して営農の継続を下支えす

るために持続化給付金事業、雇用調整補助金、経営継続補助金など、各種事業により総合的に支援していくものとなっております。町では、今なお終息が見えないコロナウイルス感染症であります、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を優先に、このたび国から交付を受けている臨時交付金の一部を活用し、飲食店を中心とした商工業者を対象とした支援給付金、その他医療、福祉、教育現場での支援策に充ててまいります。残りの交付金と更に二次配分が予定されている交付金と合わせて、今後の影響の状況見ながら軽種馬生産者に対しても、より効果的かつ必要とされる支援を検討していきたいというふうに考えています。

議長

8 番井澤議員。

8 番
井澤議員

ありがとうございました。今の検討していきたいということがありましたけども、私が質問の中で言いましたけども、平取の J A 平取が日高町の一部地区の農協の加盟組合員が重なっているということがありますので、日高町で行われるこの軽種馬の支援に対して同じ組合員であっても町がまたがっているということの中で、平取町については同等な助成がなければ差別感を感じるのではないかと思います、先ほど言いました日高町で 3 項目にわたる、その中でも軽種馬牧場にまず 10 万円を給付すると。全国民に対してコロナに対して 1 人 10 万円の給付というようなことがありましたけども、日高町では軽種馬場に 10 万円を給付するということのようなことがあって、ある意味、軽種馬のような大きな単価のところとしては 10 万円は少ないような気がしますけれども、少なくとも今、影響を受けている町内の軽種馬牧場にこのようなことができるということがありますが、この 3 項目について平取町として検討できる可能性についてはいかがでございましょうか。

議長

産業課長。

産業課長

今のご質問の中で、日高町の方で牧場の方に 10 万円を支給しているというお話なんです、それはあくまでも日高町の方ではセリ市に上場するに当たって申請があった場合に 10 万円を給付するという制度になっていまして、ですから各生産者に対して全牧場に 10 万円を給付するのではなく、あくまでも上場する申請にあたって日高町の方ではその一部の助成をします。セリ市に対しての助成というかたちなんで、ですから、うちの町で先ほど 2 牧場 5 頭がトレーニングセールの方でありますが、そちらの方、中止になっていますが、次回以降そのセリ市の状況を見ながら、例えば日高町と同じようなかたちでの支援がいいのか、場合によっては浦河町なり、えりも町と同じようなかたちの支援がいいのか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに思っています。

議長	8 番井澤議員。
8 番 井澤議員	ありがとうございました。それでは近隣他町の事例を十分に検討して、平取町としての独自の事業について検討したいということですがこれ検討した結果、予算に反映するということになると、どの時期のどういう予算からということになりますでしょうか。
議長	産業課長。
産業課長	先ほども言いましたように、臨時交付金のこれから二次配分があるというふうに聞いておりますので、またその中で庁舎内の町プロの中で協議検討していくかたちになっております。
議長	8 番井澤議員。
8 番 井澤議員	ありがとうございました。それでは軽種馬に関してはこれで終わります。肉用和牛、びらとり和牛の肥育と、それから肥育素牛の生産に関してに移ります。和牛部門でびらとり和牛は肥育部門で6牧場、畜産公社を除くと6牧場になるかと思いますが、びらとり和牛の2019年度の出荷頭数は約320頭であったというふうにお聞きしてはいますが、その中で本年2月から5月の4カ月間で101頭が出荷されています。肥育枝肉価格がコロナの影響で下落していて、4月では2月の比較で24%減という価格の取引となっています。価格が下落した場合に国が行っている肉用牛肥育経営安定交付金、通称マルキンという制度がありますけれども、既に発動されて補てんされているということをお聞きしてはいますが、それでもどこを基準にするかということがありますけれども、不足する場合はその差額について平取町が補てんすることはできないか、または牧場に一律一定の助成金を支給することができないか、このことについて伺いたいと思います。
議長	産業課長。
産業課長	今のご質問にお答えしたいと思います。まずはマルキン制度であります。今回のこのコロナの影響だけではなく当然、肉牛ですね、肥育牛を出荷するにあたって価格が下がった場合に補てんする制度になっておりまして、これまで昨年の12月からこちらのマルキンがもう既に発動されておりまして、特に2月出荷分につきましては8万9523円、1頭につきですね。3月出荷分につきましては21万7865円、4月出荷分につきましては31万6755円というかたちで交付されております。こちらの方につきましては国と生産者の方で、生産者4分の1、国が4分の3というかたちで交付金が交付されているんです。

が、今、コロナの影響によって、先日の日本農業新聞の中でも出ていたんですが、もう既に4都府県においてこのマルキンの生産者の基金が破綻をしているという状況になっております。北海道についても今こういうかたちで交付金が発動されているわけですが近々、場合によっては交付金4分の1、生産者の部分が出ない可能性もあるかもしれません。そういった場合には当然町としても、そちらの4分の1相当を支援していかなければならないかなというふうに検討はして今いる段階であります。

議長

8番井澤議員。

8番
井澤議員

8番井澤です。今のマルキンの制度の中で財政基金が枯渇しつつ方向にあるので、掛金を上げなければいけないというようなことがあって、そうすると農家負担も大変大きなものになるということがありますが、この辺のところについてはまだ決定はしていないのかもしれませんが、掛金が大幅に1万6千円が7万1千円ですか、上がるというのは、生産者の掛金がそういう状況になると大変大きな影響があるのではないかと思います、その辺に関する見通しはいかがでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

今回、今言っている積立金の部分ですが、3月までの登録した牛が1万6千円で、4月以降が7万1千円というかたちになっておりますが、国の方で今回そのコロナの影響ということで肥育牛経営緊急支援特別対策事業の中でこの積立金を4月から9月までの登録分、これについてはその積立金を免除するというかたちの対応になっております。コロナの影響が長期化すれば、国の方でもその部分については更に積立金、免除するようなかたちになろうかなというふうに思っております。そうなればこの部分でいくと4分の1積立金が免除になるんですが、実際にマルキンが発動された場合には生産者が4分の1出してませんから、マルキンは4分の3の分、国の分だけの発動というかたちになっていきますので、またその時には今後の肥育の枝肉の価格を見据えながら、町の方でも検討していかなければならないかなというふうに思っています。

議長

8番井澤議員。

8番
井澤議員

ありがとうございます。肉用和牛の管内での町独自の対応につきましては、新冠町では和牛価格の減収の補助金を増額するだとか、1から12月で20%減に20万を給付すると。これは国の対象とならなかった場合というようなことだとか、新ひだか町では町独自の利子補給を肉用肥育、肥育素牛対象というように対応するというようなことが報道されておりますけれども、平取

町のところで肥育素牛部門で52戸、今現在あるのではないかと思いますけども、肥育素牛は2月から5月の4カ月間で147頭が出荷されていますけれども、肥育素牛価格がコロナの影響で下落しており、4月は2月比で14.7%減となっています。価格が下落した場合に肉用子牛補給金制度で補てんされるということになってますが、私もちょっとこの詳細がわからない面がありますけど、この補てんされるのがどの減少になった時に、どのパーセントで補てんされるかということがあると思いますけれども、もし今100%、減額の分が100%補てんされない場合はその分を平取町で補てんすることができないかとか、また肥育牛、和牛ともに生産農家に一律一定額の助成金を支給することができないか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

まず先ほど管内の支援措置ということで井澤議員の方からお話ありました新冠町と新ひだか町なんですが、こちらの方については今回のそのコロナの影響で、支援措置をしたわけではなく以前からある制度になっております。特に新冠町については肥育生産者に対して少しでも肥育生産者の支援をしていくということで、新冠の場合には町有牧場のほうに預託をしているんですよね。その預託にかかる費用等がかなりかかるという中で、実際に枝肉価格が下がった場合に預託料の部分を支援するという内容になっております。新ひだかも肉牛生産者ばかりじゃなく、農業生産者皆さんを対象とした利子補給というかたちで、こちらの方も国の方のL資金なりいろんなかたちで利子補給制度がありますので、平取町はそちらの方活用していただいているところであります。先ほど肥育素牛の生産者のお話が出ましたが、国の方では肉用子牛生産者補給金制度というのがありまして、これがいつ発動するかといいますと、こちらの方が発動が一応令和2年度になりますが、まず保証基準価格というのがあります。保証基準価格が今現在、54万1千円になっております。合理化目標価格というのが42万9千円になっております。保証基準価格の54万1千円を下回った場合に先ほど言った補給金が支給されます。これについては下回った金額全額、国が出すようなかたちになります。先ほど言った合理化目標価格42万9千円ではありますが、この金額をさらに下回った場合には、こちら牛マルキン制度と同じように、繁殖生産者の方、基金積立金積んでおりますので、こちら4分の1生産者の積立金から、4分の3は国からというかたちになっています。今回コロナの影響によりまして、今、実際には平取でいきますと55万前後で取引がされているわけですが、その中で国の方で今回、新たに設けている制度として優良子牛生産推進緊急対策事業、こちらの方、国の方の施策にあります。これは何かと言うと先ほど言った肥育素牛の値段が今下落傾向になっておりますので、これが60万を下回った場合にはまず1万円支給すると、57万円を下回った場合に3万円支給するというような制度が今設けられております。今

後、こういうかたちで60万以下になればこういった事業が活用されるのかなというふうに思っています。その後、町の方も先ほど軽種馬生産者と同じように状況を見ながら、枝肉さらには素牛の価格の状況を見ながら支援策等を検討していきたいというふうに考えています。

議長

8番井澤議員。

8番
井澤議員

ありがとうございました。大変、私の調べのつかない細かいところで、こういう価格が下がったことに対して国の制度等で手厚く、肥育素牛についても補償がされているということがわかりました。話を一つ軽種馬の方に戻しまして、町長にお伺いしたいんですが、町長これで3期12年の任期を終えられることになりましたが、特にこの5年間で軽種馬の坂東牧場で障害飛越のオジュウチョウサンが大変良い成績で、5年連続で中山の飛越のG1を全体でも9つぐらい勝っているんじゃないかと思いますが、そういうような時に町長はお祝いに駆けつけて新聞報道で町長の姿を見ることがありますが、この12年間でこの軽種馬産業に対して、町長はどのような方向で振興に努めてこられたか、またはどんな助成をしてきたかについてお答えいただければと思います。

議長

井澤議員、通告の中で今の質問は通告されましたでしょうか。私はされてないというふうに判断しますので改めてまた違った場で、町長の方にお答えというかたちをとったらいかがでしょうか。お願いいたします。8番井澤議員。

8番
井澤議員

そういうことで今、一次産業、農業の中で軽種馬、あと畜産の中でも黒毛和牛について肥育、それから素牛価格についてお聞きして、大変懇切に各町の状況も、管内各町の状況も把握しているということがありましたので、産業課として他の農業分野のことについても、いろいろ状況を把握しているのではないかと思いますけれども、そういう中で今度これからの政府からの2次配分の中で、私が質問した2点以外のところで、どのようなことができるかというようなことについて、ありましたらお答えいただきたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私の方から答弁させていただきますが、結論から申し上げまして国の支援制度、縷々担当課長の方から説明があった、更には管内のそういう支援の状況、こういったものを見定めながら検討して参りたいと思いますし、町としては第1次の地方創生の臨時交付金の配分については、ご承知のとおり今後のために交付金を若干残させていただきながら、二次配分が7月に交付決定されると思いますが、そういった中で合わせながら必要とされる支援を検討をして参りたいというふうに考えておりますし、重複しますので最後にこの他にも林

業をはじめ、さまざまな分野においても影響が想定されますのでこれらも含めて、広く十分状況を把握しながら対応して参りたいということで、引き継ぎをしていきたいというふうに思っておりますので答弁いたします。

議長

よろしいですか。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしました。日程第5、一般質問をこれで終了いたします。
日程第6、議案第1号農業委員会委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、農業委員会委員の選任についてご説明を申し上げたいと思います。平取町農業委員会委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者は住所、沙流郡平取町字紫雲古津230番地1、氏名、山田慶一氏であります。生年月日は昭和42年2月22日53歳でございます。次に住所、沙流郡平取町字荷葉8番地4、氏名、垂柳忠氏、生年月日は昭和48年12月14日46歳でございます。次に住所、沙流郡平取町字荷葉165番地1、氏名、坂本秀司氏であります。生年月日は昭和45年4月26日50歳でございます。次に住所、沙流郡平取町本町6番地6、氏名、水谷忠幸氏であります。生年月日は昭和35年9月23日59歳でございます。住所、沙流郡平取町字荷負74番地11、氏名、藤澤佳宏氏であります。生年月日は昭和22年12月22日72歳でございます。次に沙流郡平取町字貫気別248番地25、氏名は宮入司氏であります。生年月日は昭和35年1月1日60歳でございます。2ページをお開き願います。住所、沙流郡平取町字旭26番地4、氏名、笠山茂樹氏であります。生年月日は昭和41年6月6日54歳でございます。住所、沙流郡平取町字長知内27番地1、氏名、萱野久彦氏でございます。生年月日は昭和40年4月20日55歳でございます。次に住所、沙流郡平取町振内町267番地1、氏名、藤江一博であります。生年月日は昭和26年3月9日69歳でございます。最後に住所、沙流郡平取町振内町48番地4、氏名、奥村好志氏であります。生年月日は昭和26年2月28日69歳、以上10名でございますけれども、令和2年7月19日をもって農業委員としての3年間の任期満了によりまして、継続しての同意を求めるものでございます。識見も高くそれぞれ適任者でございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。なお3ページから7ページに経歴概要については、継続同意ということでございますので、説明については省略をさせていただきます。以上でございます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は10名の選任同意が求められておりますので採決は1名ずつ行います。農業委員として山田慶一氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に垂柳忠氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に坂本秀司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に水谷忠幸氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に藤澤佳宏氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に宮入司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に笠山茂樹氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に萱野久彦氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に藤江一博氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に奥村好志氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第1号農業委員会委員の選任については、山田慶一氏、垂柳忠氏、坂本秀司氏、水谷忠幸氏、藤澤佳宏氏、宮入司氏、笠山茂樹氏、萱野久彦氏、藤江一博氏、奥村好志氏の選任に同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第2号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町字紫雲古津228番地1、氏名、藤田

実氏であります。生年月日は昭和31年6月25日63歳でございます。このことにつきましては、現在の固定資産委員でございます吉田彰氏の後任として新規に同意を求めるものでございます。次のページをご覧くださいと思います。経歴概要でございますが藤田実氏についてはご承知のとおり、学歴は昭和55年3月創価大学を卒業し、職業は現在無職でございます。職歴はご承知のとおり、昭和55年4月1日から平成29年3月31日の長きに渡りまして、平取町役場に職員として奉職してございました。この間には議会の事務局長、そして税務課長を歴任をされておりまして、役場退職後につきましては4段目にありますとおり、社会福祉法人の平取福祉会の理事、更には本部事務局長、更にはケアハウスしずかの施設長としてそれぞれ歴任をされてございます。識見も高く適任者でございますので、同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第2号固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第8、議案第3号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは議案第3号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について説明をいたします。町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。11ページをお開きください。条文を含めて、本日配布いたしました「当日配布資料」により説明いたしますのでお手元にご準備願います。当日配布資料の1ページで1の提案理由ですが、平成29年6月に地方公共団体の長等の損害賠償責任について地方自治法等の一部改正が行なわれ住民訴訟の結果、町が町長等職員個人に損害賠償請求をする場合に、その原因となった職務の遂行にあたり善意でかつ重大な過失がないときには、一定額を超える金額を免除できる法改正がありましたので今回この条例を提案するものです。2の法改正の背景ですが全国的な住民訴訟の状況において、地方公共団体が違法または不正な公金の支出があったとして住民訴訟が提起され敗訴したときには、町長、職員等に対し、町に損害を与えたとして故意または重大な過失がなくとも賠償請求され、この賠償額が1億から数十億という現実的に負担もできない程の高額になるケースが多々発生したことから、平成29年に地方自治法

等の一部改正が行なわれることとなりました。資料の3ページ、4ページは法改正時に提出された資料から抜粋したのですが、住民訴訟において地方公共団体の長や職員に対して多額の損害賠償請求を命じる判決が言い渡され、備考欄にも記載されていますが中には市長が破産するケースもでてきておりました。資料の1ページにお戻りください。3の条例の内容ですが、第1条は条例の趣旨ということでそれぞれ条文にある法律に関して説明をしています。地方自治法第243条の2第1項の規定とは、地方自治法の改正の内容で、「普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免責される」旨が定められています。

①の制定する条例第1条にある地方自治法の138条の4第1項に規定する委員会の委員もしくは委員又は職員とは、普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより委員会又は委員となっており、教育委員会の教育長、委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、公平委員会の委員、そして地方公共団体の長が担う地方公営企業の管理者となっています。①の第1条の条文の中ほどのかっこ書きの中に記載のある法令ですが、地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償命令の対象となるものを除くとなっていますが、法令の内容としては、会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員、これは町の組織であれば、出納室、財産管理係などが対象となりますが、故意又は重大な過失により、現金、有価証券、物品、占有動産等を亡失し又は損傷したときは、損害を賠償しなければならない。また支出負担行為、支出又は支払いの行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員とは、出納室、総務課となりますが、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより損害を与えた場合は賠償しなければならないとなっていますので、これらの該当する職員、事案は除くということです。2ページ目をお開き下さい。第2条の町長等の損害賠償責任の一部免責ですが、ここでは「善意でかつ重大な過失がないとき」には賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令の173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与額に、第2条に示している1号(1)～4号(4)の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額を控除した額について免責されるというものです。②では「善意でかつ重大な過失がないときとは？」について記載をしていますので、お読取願います。②では具体的な例を示していますが、第2条の(1)で町長であれば「6」、(2)の副町長等であれば「4」という数字を示しています。ここでは町長の場合の具体例を示していますが、町長が賠償の責任を負うことになったとして、賠償責任額が1億円で、町長の基準給与年額が1,000万円だとした場合、賠償責任額1億円で、控除額として町長の基準給与1,000万円だとして掛ける「6」で6,000万円、免責額

1 億円引く 6, 0 0 0 万円で 4, 0 0 0 万円ということで、賠償責任額が 1 億円でしたが、今回制定する条例に基づき「善意でかつ重大な過失がないとき」には 4, 0 0 0 万円が免責されるということになります。4 のその他では、今回の地方自治法改正の中に特にアンダーラインを引いていますが、監査委員の意見を聴くこと、監査委員の合議となっていますが、監査委員には 5 月 2 8 日の出納検査時に本条例の主旨を説明しご理解をいただいているところです。議案の 1 1 ページにお戻りください。第 3 条として委任事項ということで、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしています。附則として、1、この条例は公布の日から施行することとし、2、として第 2 条の規定は、町長等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用することとしています。以上、ご説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 8、議案第 3 号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第 7、議案第 2 号固定資産評価員、すいません。失礼しました。

日程第 9、議案第 4 号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第 4 号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書 1 2 ページをお開き願います。平取町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 9 6 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町介護保険条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 3 0 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、第 1 段階から第 3 段階までの第 1 号被保険者にかかる介護保険料の軽減措置を拡充するものであります。これは介護保険料の減額措置の財源となる消費税率の引き上げが令和元年 1 0 月から実施されましたことから、令和元年度においては減額幅の基準を 2 分の 1 に定めていたものであり、今般、令和 2 年度から消費税率引き上げの満年度化に伴い、介護保険料の軽減を完全実施するものであります。それでは改正内容についてご説明申し上げますので、1 4 ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の

条例文、左側が改正案となり、下線の箇所をそれぞれ改正するものであります。第2条第3項の条文中「令和元年度及び」と「までの各年度」を削除し、「2万1600円」を「1万7280円」に改め、同条第4項の条文中「令和元年度及び」を削除し、「2万1600円」を「1万7280円」に、「3万6000円」を「2万8800円」に改め、また同条第5項も同様に条文中の「令和元年度及び」を削除し、「2万1600円」を「1万7280円」に、「4万1760円」を「4万320円」に改めるものであります。この第1段階から第3段階までの改正後の介護保険料については、平取町における保険料基準額の5万7600円に第1段階で0.3、第2段階で0.5、第3段階で0.7の保険料基準額に対する割合をそれぞれ乗じたものでありまして、今回の改正による軽減対象者数は約790名で、その所要額は830万円程度と見込んでおりまして、その財源につきましては国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1、それぞれ負担するものであります。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し令和2年4月1日から適用するものであります。改正後の平取町介護保険条例第2条の規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするところであります。以上、平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第4号平取町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号令和2年度平取町一般会計補正予算第6号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号「令和2年度平取町一般会計補正予算(第6号)」につきまして、ご説明いたしますので15ページをお開きください。令和2年度平取町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ8057万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億9011万5千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また第2条で、地方債の変更は「第2表地方債補正」によるものとするものです。

それでは「歳入歳出事項別明細書」の歳出からご説明いたしますので、26ページをお開きください。2款1項9目企画費11節役務費287万円手数料287万円の増額です。これは情報通信基盤施設整備業務の手数料に係る補正となっており、本年は、地上波デジタルの電波受信が困難な地域においての住宅新築が多く、当初予算では6件を予定していましたが、現在のところ12件となること、また光通信ケーブルの接続可能件数を超過した地域は容量増加のためのケーブルの張替えが必要となりますが、今回、小平垂別地区において長距離の張替えが必要となったことから当初予算を超過するため補正するものです。18節負担金補助及び交付金1286万円の増額となっており内訳としては、民間賃貸共同住宅整備費助成金1400万円の増額、まちなみ景観形成事業補助金120万円の増額、住宅用太陽光発電システム設置補助金30万円の増額、町民税1%まちづくり事業補助金139万円の減額、住宅リフォーム促進事業費補助金125万円の減額となっています。内訳としては、民間賃貸共同住宅整備費助成金については当初12戸分の予算を計上していましたが、3事業者17戸分の申請が予定されているため、制度改正による補助金額の増を含めて増額するものです。まちなみ景観形成事業につきましては当初予算で3件を予定していましたが、5件の申請があり120万円増額することとし、住宅用太陽光発電システム設置事業につきましては当初予算で1件を予算措置しておりましたが、2件の申し込みがあったことから30万円増額、町民税1%まちづくり事業につきましては当初予算で200万円の予算措置をしていましたが、今年度においては3件で61万円の申請となり139万円の減額、住宅リフォーム促進事業につきましては当初予算において20件で600万円を予算措置しておりましたが、17件で475万円の申請となり125万円減額するものです。企画費合計で1573万円を補正をするもので、財源内訳につきましては国・道がまちなみ景観形成事業補助金が増額することに対しての国の補助金40万円、地方債につきましては、町民税1%まちづくり事業、住宅リフォーム促進事業が減額となったことによる地方債の減額、その他の財源につきましては、1400万円については、民間賃貸共同住宅整備費助成金について当初予算で基金を充当していたことから基金を繰り入れることとし、残りの10万6千円につきましては、ケーブルテレビ使用料、光ファイバー通信回線使用料収入としています。一般財源につきましては前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料187万円戸籍総合システム改修業務委託料の増額です。これはデジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正により、国外転出者のマイナンバーカード等の利用が政令で定める日から開始となるため、令和2年度中に住民基本台帳システムの改修が必要であることから予算を補正するものです。財源内訳につきましては、全額国からの補助金が交付されることになっています。続いて27ページ上段、3款1項1目社会福祉総務費14節工事請負費370万7千円の増額で、精神文化拠点施設外構整備工事について予算を増額するものです。これは、令

和元年度で予算を計上し、令和２年度に財源を繰越した精神文化拠点施設整備事業の外構工事につきましては令和２年度で実施することとしておりましたが、今回アイヌ政策推進交付金の採択を受けたため予算を補正し実施するものです。なお全体計画のうち交付金の対象とならない工区もあり、その部分は町の単独事業で実施することになります。事業の内容として大きく分けて通路、囲炉裏、慰霊碑、説明看板の整備となっており、内交付金対象事業は１０８万９千円となっています。財源内訳につきましては、国・道についてはアイヌ政策推進交付金、地方債につきましては過疎債の充当を予定し、残りは一般財源となっています。続いて下段、３款１項２目老人福祉費１８節負担金補助及び交付金びらとりデイサービス運営費補助金３９０万円の増額です。これは平取福祉会において実施している「びらとりデイサービス事業」につきましては、令和元年度において約４９０万円の赤字が発生し、その主な要因は新型コロナウイルス感染防止の対策としてサービス提供時間の短縮、新規利用者の受入れ制限、土曜日の休業等を行ったことが主な要因となっていますが、それ以外の要因による減収も含まれていることから、全額の補填ではなく法人の負担が可能な金額約１００万円を法人負担とし、残額３９０万円を町で補助するものです。財源内訳につきましてはふるさと寄付金を充当するものです。

議長

これより休憩をいたしたいと思いますので、午後から２８ページの歳出の方からというふうに、午後１時から再開したいと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

(休 憩 午前１１時５７分)

(再 開 午後 １時００分)

議長

それでは午前中に引き続きまして再開したいと思います。２８ページの一般会計補正予算の説明からお願いいたします。総務課長。

総務課長

それでは補正予算の説明を引き続き行います。２８ページをお開き下さい。上段、３款１項５目国民年金費１２節委託料１６万７千円国民年金システム改修業務委託料１６万７千円の追加です。これは年金生活者支援給付金の所得判定を行うにあたり、従前の仕組みに加え介護保険料の情報を活用する取扱が追加となり、そのためにシステム改修が必要となったことにより予算を補正するものです。財源内訳につきましては全額、国からの委託金を充当することとしています。続いて下段、３款１項６目生活館費１４節工事請負費３８０万２千円の増額で荷負本村生活館改修工事の増額です。これはアイヌ政策推進交付金事業のうち荷負本村生活館改修事業につきましては、当初予算では交付金採択が不透明だったことから事業費として７００万円を予算措置しておりましたが、今回交付金の採択を受けたことから予算を補正するものです。財源内訳につき

ましては、国庫補助金と地方債につきましては過疎債を充当することとしています。29ページをご覧ください。上段、5款1項2目農業振興費1643万8千円の追加補正です。内容としては8節旅費から13節使用料及び賃借料についてはトマトの里構想推進事業に係る予算の補正と、18節負担金補助及び交付金につきましてはそれぞれ事業について補助金を追加するものです。まずトマトの里構想推進事業内訳として、8節旅費普通旅費23万1千円の減額、10節需用費147万7千円印刷製本費の追加、12節委託料60万5千円トマトの里構想推進事業業務委託料の増額、13節使用料及び賃借料47万3千円新規就農者募集会場使用料の減額となっていますが、本事業につきましては過疎地域等自立活性化交付金を充当し実施することとしておりましたが、この度の内示により事業費としては、新規就農者募集の相談会事業が対象とならなかった事、パンフレットの増刷が対象となったことについて予算の補正を行うものです。対象とならなかった相談会に関する費用につきましては、北海道の地域づくり交付金事業を申請し財源を求めるものです。8節旅費、13節使用料及び賃借料につきましては、コロナ禍で相談会の開催数が減少することによる減額となっています。当初の開催数12回を8回に変更するものです。10節需用費印刷製本費の追加につきましては、過疎地域等自立活性化交付金の対象事業となったことから、トマトのPR冊子の増刷の印刷にかかる費用について増額するものです。12節委託料につきましては、町単独による新規就農者募集相談会委託事業、新規就農者募集HP運営委託事業についてそれぞれ増額となるものです。18節負担金補助及び交付金1506万0千円の増額です。内訳としては、経営体育成支援事業補助金748万2千円、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金535万1千円、産地生産基盤パワーアップ事業補助金222万7千円となっています。経営体育成支援事業補助金748万2千円につきましては、当初予算では新規就農者分300万円を計上していましたが、既存農業者3件が合わせて事業採択されたので、追加の予算措置をするもので、トラクター等機械の導入に対し事業費1000万円上限で10分の3の補助金が交付されます。予算としては道費の補助分を事業者に補助するものです。続いて農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金535万1千円につきましては、北海道が策定した災害被害防止計画に基づき共同利用による非常用電源の確保と各ハウスへの加温装置を設置し災害被害を軽減するもので、この度、事業が採択されたことから新規事業として予算を補正するものです。内容としては実施者11件で、導入機械につきましては発電機4台、加温機10台を導入するもので、事業費の2分の1の補助金が交付され、予算としては道費の補助分を事業者に補助するものです。続いて産地生産基盤パワーアップ事業補助金222万7千円につきましては、平取町農業協議会が策定した産地パワーアップ計画に基づきICT技術の活用として、ハウス内に環境モニターを設置し、取得データの蓄積及び生産者間での共有により作業の省力化を図り生産力の底上げを図る事業となっていますが、令和元年度に2ヵ年分の事業承認を受けており、

今年度当初予算として９９０万円を計上していましたが元年度実施予定の１件が２年度に繰り越したことにより予算に不足が生じるため、予算を増額するものです。実施は５件で環境モニター５台、ハウス自動換気装置１１７棟分を導入するもので、事業費の２分の１補助金が交付されます。予算としては道費の補助分を事業者に補助するものです。財源内訳につきましては、国・道は過疎地域等自立活性化交付金が８万１千円と地域づくり交付金事業６４万８千円を見込み、１８節負担金補助及び交付金に係る道補助金、併せて１５７８万９千円と一般財源については前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、９款２項２目教育振興費２２９１万８千円を増額するものです。内訳としては、１０節需用費消耗品費８９万１千円の増額、１１節役務費通信運搬費４９万８千円の増額、１７節備品購入費２１５２万９千円の増額となっています。これは国のＧＩＧＡスクール構想により、各市町村は小中学校児童生徒１人に１台ずつのタブレット端末を整備することとされており、北海道内においては新型コロナウイルス感染症対策として、本年７月までに全ての児童生徒にＷｉ－Ｆｉルータなどオンライン学習の環境を提供することとされたことによる予算の補正です。小学校ではタブレット端末２７０台、中学校では１４０台整備するものです。１０節需用費の消耗品費８９万１千円につきましては、タブレット端末２７０台を管理するソフトウェアを購入する費用となっています。１１節役務費通信運搬費４９万８千円につきましては、オンライン学習のためのＷｉ－Ｆｉルータの通信料となっています。１７節備品購入費２１５２万９千円につきましては、タブレット端末２７０台分とＷｉ－Ｆｉルータ２１台分の購入費用です。財源内訳につきましては、公立学校情報機器整備費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充当するものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金につきましては既に第１次の交付限度額が示されていますが、追加配分があること、また既に成立した国の第２次補正予算において２兆円上乗せされる中に感染予防を徹底する「新しい生活様式」への対応分としても見込めることから、公立学校情報機器整備費補助金の残分について臨時交付金を充当することとしています。３０ページをお開きください。９款３項２目教育振興費１２０３万８千円を増額するものです。内訳としては、１０節需用費消耗品費４６万２千円の増額、１１節役務費通信運搬費３２万３千円の増額、１７節備品購入費１１２５万３千円の増額となっています。小学校費と同様に中学校に係るタブレット端末等の予算を補正するものです。１０節需用費の消耗品費４６万２千円につきましては、タブレット端末１４０台を管理するソフトウェアを購入する費用となっています。１１節役務費通信運搬費３２万３千円につきましては、オンライン学習のためのＷｉ－Ｆｉルータの通信料となっています。１７節備品購入費１１２５万３千円につきましては、タブレット端末１４０台分とＷｉ－Ｆｉルータ１４台分の購入費用です。充当財源につきましては、小学校費同様、公立学校情報機器整備費補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充当するものです。次に「歳入」につ

きましてご説明しますので、20ページをお開きください。上段、14款1項1目総務使用料2節情報通信施設使用料10万6千円の増額で、内訳としては光ファイバー通信回線使用料4万6千円とケーブルテレビ使用料6万円となっています。これは歳出26ページ上段で説明した情報通信基盤施設整備により、光ファイバー通信回線使用料、ケーブルテレビ使用料の増加を見込んでいるものです。続いて下段、15款2項1目総務費国庫補助金総務管理費補助金2353万6千円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2353万6千円の増加です。これは歳出29、30ページで説明したGIGAスクール構想により整備するタブレット端末等の整備に対して見込んでいるものです。企画費補助金40万円の増加です。これは歳出26ページ上段で説明したまちなみ景観形成事業補助金の増額に対して、事業費の3分の1を社会資本整備総合交付金を見込んでいるものです。4節戸籍住民基本台帳費補助金187万円の増額です。これは歳出26ページ下段で説明した戸籍総合システム改修業務委託料に対して、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を見込んでいるものです。次に21ページをご覧ください。上段、15款2項2目民生費国庫補助金社会福祉費補助金364万円アイヌ政策推進交付金364万円の増額です。これは歳出27ページ上段の精神文化拠点施設外構工事と、歳出28ページ下段、荷負本村生活館改修工事について、交付金対象事業費の交付率10分の8を見込んだものです。次に下段、15款2項5目教育費国庫補助金小学校費補助金750万円公立学校情報機器整備費補助金として交付されるもので、29ページ下段で説明した小学校におけるタブレット端末等の整備に対して交付されるものでそれぞれ限度額があり、積算基礎としてはタブレット端末については単価が1台当たり4万5千円162台分と、Wi-Fiルータについては1台当たり1万円21台分について補助金が交付されます。中学校費補助金392万円公立学校情報機器整備費補助金として交付されるもので、30ページ上段で説明した中学校におけるタブレット端末等の整備に対して交付されるものでそれぞれ小学校費同様限度額があり、積算基礎としてはタブレット端末については1台当たりの単価4万5千円84台分とWi-Fiルータについては1台当たり1万円14台分について補助金が交付されます。続いて22ページをお開きください。上段、15款2項6目農林水産業費国庫補助金農業費補助金8万1千円で過疎地域等自立活性化推進事業交付金について、今回の交付決定を受け8万1千円増額するものです。これは歳出29ページ上段で説明をしたトマトの里構想推進事業に係る交付金について、増額するものです。続いて下段、15款3項2目民生費国庫委託金国民年金委託金国民年金事務委託金16万7千円の増額です。これは歳出28ページ上段で説明した国民年金システム改修業務委託料に対して委託金を増額するものです。23ページをご覧ください。上段、16款2項4目農林水産業費道補助金農業費補助金1570万8千円の増額です。内訳としては、経営体育成支援事業補助金748万2千円、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金535万1千円、産地生産基盤パワー

アップ事業補助金 222 万 7 千円につきましては、歳出の 29 ページ上段で説明したとおりです。地域づくり総合交付金 64 万 8 千円につきましては、過疎地域等自立活性化推進事業交付金で対象外となった新規就農者募集の相談会関係の旅費、会場使用料について、地域づくり総合交付金事業への申請を行い事業費の 2 分の 1 を見込んでいます。続いて下段、19 款 1 項 2 目沙流川ダム地域振興基金繰入金沙流川ダム地域振興基金繰入金 1400 万円、これについては歳出の 26 ページ上段で説明をしましたが、民間賃貸共同住宅整備費助成金の増額に対して基金を繰り入れるものです。24 ページをお開きください。上段、19 節 1 項 3 目平取町ふるさと応援基金繰入金平取町ふるさと応援基金繰入金 390 万円、これは、歳出 27 ページ下段で説明しましたびらとりデイサービス運営費補助金に充当するものです。下段、20 款 1 項 1 目繰越金繰越金 464 万 2 千円前年度繰越金 464 万 2 千円については、補助金、起債、その他特定財源を充当した残について前年度繰越金を充当するものです。25 ページをご覧ください。上段、22 款 1 項 1 目総務債総務債 270 万円の減額です。内訳としては、住宅リフォーム促進事業 150 万円の減額と町民税 1%まちづくり事業 120 万円の減額となっており、それぞれ実績に基づく事業費の減に伴い起債額を減額したものです。続いて下段、22 款 1 項 2 目民生債民生債 380 万円の増額です。内訳としては、精神文化拠点施設整備事業 280 万円の追加、生活館等整備事業 100 万円の増額です。これは歳出の 27 ページ上段、28 ページの下段で説明したとおり、事業費の追加・増加に伴い起債額を増額したものです。歳入歳出事項別明細書につきましては、以上です。次に 18 ページ「第 2 表地方債補正」をお開き下さい。第 2 表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっています。先程、歳出で説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つ目は「町民税 1%まちづくり事業」で限度額を 210 万円から 90 万円に減額することとし、二つ目は「住宅リフォーム促進助成事業」で限度額を 600 万円から 450 万円に減額、三つ目は「生活館等整備事業」で限度額を 140 万円を 240 万円に増額するもので、四つ目は「精神文化拠点施設整備事業」で新たに 280 万円を定めようとするもので、限度額総額を 9 億 30 万円とするものです。次に 31 ページをお開きください。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」については、前前年度の平成 30 年度末現在高、前年度の令和元年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和 2 年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第 5 号「令和 2 年度平取町一般会計補正予算(第 6 号)」についてご説明申し上げましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3 番四戸議員。

3 番 四戸議員	何ページからでもいいのかな。
議長	いいですよ。
3 番 四戸議員	単純な質疑で申しわけないと思うんですけども、29ページと30ページに出てる備品の購入費、小学校のICTの備品についてちょっと伺いたいと思います。10節の需用費なんですけども、この中で消耗品費、今出ておりますけども、これは毎年、今回は国の補助できてるんですけども、毎年この消耗品というのはかかるものなのか、それとも3年に1回ぐらいなのか、その辺について説明願いたいと思います。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	お答えいたします。この消耗品につきましてはタブレットに入れますアプリケーションというか、オフィスというソフトを入れる金額になりますので1回限りでございます。
議長	よろしいですか。ほかにありませんか。 （質疑なしの声） なければこれで質疑なしと認めます。それでは次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第10、議案第5号令和2年度平取町一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決しました。 日程第11、議案第6号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
建設水道 課長	議案第6号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては6月16日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、二風谷小学校大規模改修工事、工事場所、沙流郡平取町字二風谷28番地1、工事概要、鉄筋コンクリート造2階建て外部及び内部改修、暖房設備改修、照明器具更新であります。請負金額、1億4872万円、請負契約者、沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社代表取締役、津川司氏であります。なお工期につきましては令和3年1月29日

であります。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、有限会社楠建設、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業の４者であります。落札率につきましては９７．９パーセントでありました。以上、工事請負契約の締結についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第１１、議案第６号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第１２、議案第７号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第７号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。この工事につきましては６月１６日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、平取町木質バイオマス活用防災設備等建設工事、工事場所、沙流郡平取町本町６７番地１、工事概要につきましては、木質バイオマス熱電併給施設建屋新築、木質ガス化熱電併給設備一式、蓄電池設備一式、木質バイオマスボイラ設備一式、木質チップ乾燥設備一式、請負金額につきましては２億５０２５万円、請負契約者は沙流郡平取町字荷菜１５番地５、有限会社楠建設代表取締役、楠昌史氏でございます。なお工期につきましては令和は３年１月２２日でございます。この工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、有限会社楠建設の４者でございます。なお落札率につきましては９９．８％でございました。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第１２、議案第７号工事請負契約の締結については

	原案のとおり可決しました。 日程第 13、意見書案第 4 号森林木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6 番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）につきましては例年、提出しておりますので簡略に説明させていただきます。 （意見書案 朗読） 以上です。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第 13、意見書案第 4 号については原案のとおり可決しました。 日程第 14、陳情第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情について、 日程第 15、陳情第 2 号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤、多忙化解消、「30 人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める陳情について、以上 2 件を一括して議題とします。この 2 件の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。6 番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	提出されました 2 件の陳情書につきましては 6 月 15 日開催の議会運営委員会におきまして協議した結果、総務文教常任委員会への付託としておりますので議長よりお諮り願います。
議長	お諮りいたします。 ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第 1 号、第 2 号については総務文教常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。従って陳情第 1 号、2 号については総務文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。休憩いたします。

(休 憩 午後 1 時 3 1 分)

(再 開 午後 1 時 3 2 分)

議長

それでは再開いたします。お諮りします。

承認第 1 号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、承認第 1 号閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案 7 件で同意 2 件、原案可決 5 件。意見書案 1 件で原案可決 1 件。陳情 2 件で委員会付託 2 件。承認 1 件で決定 1 件。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。従って会議規則第 6 条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定しました。令和 2 年第 5 回平取町議会定例会を閉会いたします。ここでこの 7 月 2 日の任期満了をもちまして退任されます川上町長より、ご挨拶がありますので町長の発言をお願いいたします。町長。

町長

(町長あいさつ)

議長

大変長い間お疲れさまでございました。以上で終了いたします。なおこの後、町三役、監査委員、議員の集合写真を撮りますので、そのままお待ちください。また写真撮影後に議場におきまして、議員全員協議会を開催しますので、出席の方よろしくをお願いいたします。以上です。

（閉 会 午後 1 時 3 5 分）